

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 4 年 9 月 6 日 (火曜日) 午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 令和 3 年度第三セクターの経営状況の報告について
- 日程第 5 令和 3 年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について
- 日程第 6 議員派遣の件
- 日程第 7 一 般 質 問
- 日程第 8 報告第 1 号 令和 3 年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について
- 日程第 9 報告第 2 号 令和 3 年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 10 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 専第 7 号 令和 4 年度東白川村一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 11 議案第 43 号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 44 号 令和 4 年度東白川村一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 13 議案第 45 号 令和 4 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 議案第 46 号 令和 4 年度東白川村介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 15 議案第 47 号 令和 4 年度東白川村下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 16 議案第 48 号 令和 4 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 17 議案第 49 号 令和 4 年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 18 議案第 50 号 財産の取得について
- 日程第 19 同意第 8 号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 20 認定第 1 号 令和 3 年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 21 認定第 2 号 令和 3 年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 22 認定第 3 号 令和 3 年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 23 認定第 4 号 令和 3 年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 24 認定第 5 号 令和 3 年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 25 認定第 6 号 令和 3 年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 26 認定第 7 号 令和 3 年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員 (7 名)

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 安 江 真 治 | 2 番 | 安 保 泰 男 |
| 3 番 | 安 江 健 二 | 4 番 | 今 井 美 和 |
| 5 番 | 今 井 美 道 | 6 番 | 桂 川 一 喜 |
| 7 番 | 樋 口 春 市 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	副村長	桂川憲生
教育長	神戸誠	総務課長	今井明德
村民課長	安江修治	地域振興課長	村雲修
産業振興課長	伊藤秀人	建設環境課長	安江透雄
教育課長	有田尚樹	会計管理者	今井英樹
保健福祉課長	河田孝	国保診療所 事務局長	安江輝彦
監査委員	安江弘企		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記	今井修輔
-------------	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（桂川一喜君）

ただいまから令和4年第3回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（桂川一喜君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 安江真治君、2番 安保泰男君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（桂川一喜君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月14日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月14日までの9日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（桂川一喜君）

日程第3、例月出納検査結果報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

令和4年9月6日、東白川村議会議長 桂川一喜様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく安保泰男。

例月出納検査結果報告。

令和4年5月分、6月分及び7月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 令和4年5月分、6月分及び7月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 令和4年6月22日、7月22日及び8月26日。

3. 検査の結果 令和4年5月末日、6月末日及び7月末日における上記会計の予算の執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上であります。

○議長（桂川一喜君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎令和3年度第三セクターの経営状況の報告について

○議長（桂川一喜君）

日程第4、令和3年度第三セクターの経営状況の報告を行います。

本件について、報告者の説明を求めます。

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

令和4年9月6日、東白川村議会議長 桂川一喜様。東白川村長。

令和3年度第三セクターの経営状況の報告について。

地方自治法第243条3第2項の規定による令和3年度第三セクターの経営状況について下記のとおり報告する。

記、報告を要する法人名及び提出書類。

みのりの郷東白川株式会社、別添「定時株主総会」提出資料、有限会社新世紀工房、別添「定時株主総会」提出資料、株式会社ふるさと企画、別添「定時株主総会」提出資料、株式会社東白川、別添「定時株主総会」提出資料。

この報告は地方自治法の定めにより、地方公共団体が出資している法人の経営状況について、毎年議会に報告することとなっておりますので、東白川村が出資しています第三セクターの経営状況について、地方自治法施行令第173条の2に規定する書類を報告するものです。

提出資料につきましては、8月25日開催の第11回東白川村議会全員協議会及び総会で提出、説明させていただきましたので、本日は省略をさせていただきます。以上でございます。

○議長（桂川一喜君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、令和3年度第三セクターの経営状況の報告を終わります。

◎令和3年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について

○議長（桂川一喜君）

日程第5、令和3年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を行います。

本件について、報告者の報告を求めます。

教育長 神戸誠君。

○教育長（神戸 誠君）

令和4年9月6日、東白川村議会議長 桂川一喜様、東白川村教育委員会教育長 神戸誠。

令和3年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記、報告を要する事項及び提出書類。

報告を要する事項は、昨年度、令和3年度の教育委員会事務事業の点検評価の報告であり、提出書類は、別添「令和3年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価報告書」です。

この件につきましては、先月8月25日に開催しました令和4年度第11回東白川村議会全員協議会において報告させていただきましたとおりです。

まだコロナ禍も3年目を迎え、感染者数は過去最高を記録しましたが、ワクチン接種、マスク、距離、換気、手指消毒の徹底など、有効な感染防止策が明確になってきておりますので、これからも感染防止に最大の注意を払いながら、小規模の小回りのよさを生かして、できるだけ計画した事業を実施し、子供たちや一般村民の皆様の生活に潤いをもたらしていきたいと考えております。どうぞこれからも御理解、御支援をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（桂川一喜君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、令和3年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（桂川一喜君）

日程第6、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 今井美道君。

○議会運営委員長（今井美道君）

議員派遣の件について御説明をさせていただきます。

令和4年9月6日、次のとおり議員を派遣いたします。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順に読み上げをいたします。

1. 第46回郷土歌舞伎公演、文化振興に資する、はなのき会館、令和4年9月18日、議員全員。
2. 岐阜県町村議会議長会正副議長研修会、議会議員の研さんに資する、岐阜市、令和4年10月4日、安江健二議員。
3. 可茂地域市町村議会議員研修会、議会議員の研さんに資する、美濃加茂市、令和4年11月11日、議員全員。

以下は、既に議長決裁で議員派遣が行われていますので、読み上げはいたしません。書面の確認をいただきたいと思います。

以上で、議員派遣の件の説明及び報告を終わります。

○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決裁分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（桂川一喜君）

日程第7、一般質問を行います。

通告者は1名です。

質問を許可します。

4番 今井美和君。

〔4番 今井美和君 一般質問〕

○4番（今井美和君）

おはようございます。

通告に従いましてマイナンバーカードについて、一問一答方式にて質問させていただきます。

昨年9月の一般質問にて、マイナンバーカードについて質問させていただきました。1年が経過し、現在の取得率やメリットなどをお聞きします。

昨年もお話ししておりますが、マイナンバーカードについて簡単に説明いたします。

マイナンバーカード、個人番号カードは、日本において行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき発行されるプラスチック製のICカードで、身分証明書をはじめ、個人番号を証明するための書類として利用可能です。ICチップに格納されている署名用電子証明書、利用者電子証明書は民間や行政のオンライン手続やインターネットのログインなどに利用可能で、幅広いサービスに利用できます。

他国の国民識別番号カードと異なり、20年近くも国民識別番号制度自体の導入が遅れた日本では、個人番号カードを取得するか否かは本人の自由であり、携帯義務の罰則はありません。

1つ目の質問です。

2016年1月に交付が開始され6年が経過いたしました。昨年の9月の一般質問の際、村のマイナンバーカードの取得率は31.9%、県平均は32.3%で、県平均を下回っておりました。その後、出張マイナンバーカードなどを行い、周知と取得率の向上に努められてきたと思います。コロナ禍のなかなか促進できない時期ですが、本村の取得率はどれだけかお答えください。

○議長（桂川一喜君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

今井美和議員の御質問にお答えします。

マイナンバーカードの出張申請サービスなどによる現在の取得率についての御質問でございますが、昨年の10月からマイナンバーカード出張申請受付サービスを開始し、今年の7月末現在で農林商工関係事業所及びシニアクラブなどによる受付申請団体数は15団体で153件の申請をしていただき、マイナンバーカードを交付いたしました。昨年から1年間の交付件数は404件で、およそ4割に当たります。

そのほかの個人申請を含む村全体の交付件数は、8月21日現在で住民基本台帳人口2,141人に対しまして1,099件、51.3%の取得率になり、県平均44.9%を上回るとともに、42市町村の中で3位という結果になりました。

このように県内で上位となれたのは、出張申請サービスによる成果であり、村内の農林商工関係

事業所、シニアクラブの皆様には大変感謝を申し上げるところでございます。

引き続き、出張申請サービスを実施してまいりますので、まだ申請してみえない村内の事業所、シニアクラブ、自治会のほかサークル活動を行っている団体で、申請方法など分からない点がございましたら、村民課のほうまで御相談いただきたいと思います。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

今の課長の説明で、県で3位というところだけ声が大きかったような気がします。

本当に素晴らしいことで、1年間で約20%増やすことができたということは、行政の取組と村民の皆様の理解だと思っております。前は1位を目指してということでしたが、なかなかそこまでできなかったのは残念ですが、20%増やしたということは、本当にありがたいことだと思いますが、2つ目の質問に入りますが、私も取得していない方にマイナンバーカードを作ってねとお勧めしているところなんですけれども、なかなかメリットを感じない、作ってどうするんや、こんなものどこかに落としたら誰かに拾われて悪いことに使われるんやないかとか、そういう声も聞かれます。昨年もお聞きしましたが、メリットや安全性というのを説明いただきたいと思います。

○議長（桂川一喜君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

マイナンバーカードのメリットや安全性についての御質問でございますが、マイナンバーカードのメリットについては、今後も様々な方面でこのマイナンバーカードが活用することを検討されております。

現在では、健康保険証や薬剤・医療費、健診情報の取得のほか、新型コロナワクチン接種証明書など、マイナポータルという政府のポータルサイトから登録をいただければ利用が可能になっております。

また、最大2万円分のポイントが付与されるマイナポイント第2弾は、6月30日より開始をされており、その内訳は、マイナンバーカード新規取得者もしくはマイナンバーカードを既に取得した方のうち、第1弾の申込みをされていない方に5,000円分、健康保険証としての利用申込みで7,500円分、公金受取口座の登録で7,500円分となっております。マイナポイント第2弾の取得方法は、マイナポイント対応アプリから申込みはできますが、2万ポイントについては、取得期限がございますので、マイナンバーカードを令和4年9月30日までに申請をいただき、令和5年の2月28日までに申込みをしてください。

そのほかにも免許証がない方など、本人確認の提示の際に必要な身分証明書の代わりにもなります。また、御自身の携帯やパソコンからオンラインで行政手続が可能になるサービスもあり、役場に行かなくても手続が可能になれば、メリットがあると思います。

次に、安全性についての御質問でございますが、マイナンバーカードを第三者に盗まれたとしても、カードの券面の顔写真は直接カードにプリントされているため差し替えることは難しく、ICチップには券面に記載されている氏名や住所などの必要最低限の情報のみしか記録されておりません。また、電子証明を利用して行政手続を行おうとしても、パスワードが必要になります。パスワードを3回間違えるとロックがかかり、役場に出向いて解除の手続を行わないと使用ができない仕組みになっております。

また、カードを紛失したり盗まれたりしたら、24時間対応可能な個人番号カードコールセンターに電話をすれば、カードの一時停止措置が取られます。

次に、個人情報の漏えいについてでございますが、個人情報は各機関で分散して管理をしております。マイナンバーを含む個人情報が漏えいしたとしても、そこから芋づる式に情報が漏れることは絶対にありません。それでも心配な場合は、マイナポータルという政府専用のポータルサイトからやり取り履歴を見ていただければ、行政機関同士が御自身の個人情報を受渡した履歴を確認することができます。

このように様々な安全対策が取られておりますので、安心してマイナンバーカードを申請していただきたいと思っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

まず最初に質問をしたいんですが、一番最初のメリットの中で保険証としても使えるというお話がありましたが、昨年、多分10月から病院等に設置されるようにはなっていたと思うんですが、現在、村の診療所では使えるようになっているのか教えてください。

○議長（桂川一喜君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

本村の診療所でマイナンバーカードを健康保険証として利用できるかとの御質問でございますが、東白川村国保診療所では、顔認証つきカードリーダーはまだ未設置のため、現在は利用できません。

県内の医療機関や薬局の国への登録件数は、7月末現在で951件となっております。

近隣の医療機関で見ますと、中部国際医療センター、下呂温泉病院、金山病院、白川病院、中津川市民病院などは既に設置済みで利用は可能でございますが、未設置の医療機関も多数ございます。

この顔認証つきカードリーダーなどのオンライン資格確認、マイナンバーカードの保険証利用については、令和5年4月から導入が原則として義務づけられております。東白川村国保診療所とかぎはな薬局も今年度中に設置を予定しておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

本年度中にマイナンバーカードが保険証としてできるということなので、早くその設置をしていただきたいし、マイナンバーカードも取得していただきたいと思います。

もう一つ、メリットの中にお話がありましたポイントがもらえるというお話がありましたが、私も実際に取得して、2万円分のポイントをもらいましたが、そのマイナポータルに登録し、手続きをするというのがかなり大変で、私も2時間ぐらいかかったんですけど、苦労されて、もう途中でやめたというような話も耳にします。こういうマイナポータルに登録してポイントがもらえるというのを宣伝でもやっておりますが、行政というのは対応してくださるのかお答えをお願いします。

○議長（桂川一喜君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

マイナポイントの手続について、行政の対応は可能かという御質問でございますが、マイナポイント対応アプリには、スマートフォンやパソコンなどによる取得方法がございます。スマートフォンによっては対応できない場合もございますし、登録途中で手続が進まなくなったりするなど、大変で苦労されてみえて、役場に御相談に見える方もございます。

役場としては可能な限りサポートしていきたいと考えておりますが、せっかくお越しいただいても、対応できる職員も限られておりますので、事前に電話の予約をしていただくと大変助かります。

マイナポイントの手続に関するお問合せについては地域振興課のほうへ、またマイナンバーカードの手続に関するお問合せについては村民課のほうまでよろしくお願いたします。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

手厚い対応を期待しております。

3つ目の質問に入ります。

今後の目標と課題についてをお聞きします。

○議長（桂川一喜君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

今後の目標と課題についての御質問でございますが、まず今後の目標については、今年度も引き続き出張申請受付サービスや各種イベント、行事などにおける申請受付を推進し、60%以上を目標に取り組んでいきたいと考えておりますが、国のほうでは、令和5年3月末までにほぼ全国民のマ

イナンバーカードの取得を目指すとされておりまして、少しでも近づけるように取り組んでいきたいと思っております。

次に、今後の課題についての御質問でございますが、マイナンバーカードを利用した便利なサービスのほとんどがスマートフォンかパソコンを利用することが前提です。これらのいずれも保有していない、また利用できない方に対してどのようにサービスを提供してくか、この点は大きな課題と感じております。このような課題がある中で、マイナンバーカードの普及を急ぐのは、行政サービスなどの多くがマイナンバーカードの利用を前提にしているため、住民の方によりよいサービスを提供するためにはどうしても必要になります。今後、急速にデジタル化する社会をより一層便利に、また豊かにする非常に大切なカードでございます。そのためにも、マイナンバーカードによる効果など、様々な課題の解決に向けてしっかり取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

課題という中で、スマートフォンやパソコンを持っていないとメリットを感じられないようでは、今後普及は難しいと思うので、そういうところは、村だけでなく、本当に国でも考えていただかなければならないところかなと思っておりますし、国の目標、来年3月までに全国民にということで、なかなか難しいような気がしますが、少しでも今現在60%を目指してということなので、少しでも国の目標に近づけるように頑張りたいと思っております。

最後に村長に伺いますが、村のマイナンバーカードの取得率、今目標を60%以上ということでした。総務省が自治体DXの推進を進めており、重点取組項目の中にマイナンバーカードの普及促進という項目も入っております。デジタル化が進む中、よりよいサービスを提供する状態をつくるため、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（桂川一喜君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美和議員の質問にお答えをします。

ただいま御質問の趣旨、これは2つ意味があるかというふうに理解をいたしました。

1つ目は、今後自治体DXの推進を図るためには、もうマイナンバーカードの普及促進が必要不可欠であるので、村として60%以上の取得率達成のため、今後どうしていくのか、こういった観点の質問でございます。

もう一点は、DX推進について、今後どんなサービスの提供が考えられるのだろうかということについても、御質問の意味合いがあるかなというふうに理解をいたしましたので、2つの質問について分けてお答えをします。

最初の質問、いわゆるマイナンバーカード普及についてでございますが、先ほど村民課長が答弁したように、令和4年度のマイナンバーカードの取得率の目標数値は60%で、令和5年3月末までの累計で1,300件を目標としており、8月21日現在で1,099件となっていますので、残りの期間で201件の交付を目指すところになります。

当初、県から直接的な指導はなかったものの、取得率向上への依頼が会議等で再三ございました。そこで、職員と協議し、先ほど来御説明しました出張サービスを実施することにしまして、担当職員の頑張りとしニアクラブ職員の皆さん、自治会の皆様方の御理解と御協力で現在の数字が達成できております。

ちなみに、国では令和5年3月末をめどにほぼ全国民にマイナンバーカードの取得を目指していますので、取得率の低い都道府県には直接指導が入り、指導があった都道府県はさらに市町村、あるいは区に対して取得率の向上を促しております。本村では、先ほども報告しましたとおり、県内3位の取得率を維持していますので、県から一切指導はされておられません。

現在は、取得率の低い市町村から出張申請サービスの取組などについて問合せを受けることがあるのが現実であります。

今後ですが、全国民への取得を目指す中、全村民のマイナンバーカードの取得に対して課題もございます。本村の場合、24歳以下、7月末の人口で362人、この若年層の取得率が低いので、マイナンバーカードを取得していただくためのメリット等をしっかり説明していく必要があります。マイナポイントがあるから取得をするというのではなく、全体の取得率が上がり、DX戦略による国の様々な施策が展開され、住民生活が快適で便利になるという説明ができることこそが普及の重要なポイントであると思います。

逆にある程度の取得率が達成できないと、一部の国民だけしかサービスを受けることができなくなり、各自治体などでは取得した人とそうでない人への対応が必要になり、かえって行政サービスが混乱することにもなりかねません。したがって、国は現在取得率の向上を強力に進めているところであると理解をしております。

村では、先ほど申し上げました若年層へのアプローチや、まだ取得しておられない皆さんへの勧奨を勧め、いずれ必要になるという説明を丁寧に行い、取得率のさらなる向上に努めてまいりたいと考えます。

全国民ということでございますが、赤ちゃんからということになりますが、例えば顔写真をどうするのか、いろいろな課題は残ってはございますが、もう少し具体的に申し上げますれば、まだアイデア段階でございますけど、出生と同時に手続をするとか、入園入学、そういったときに保護者の御理解で取得をお勧めしていくというようなことを今後は全国的に考えられていくのではないかなというふうに思っております。

本村では、これからも各事業所での出張サービスをさらにきめ細かく行っていくことで、対応を考えていきたいと考えております。

次に、今後マイナンバーカードを取得して、どんなサービスが受けられるようにしていくかとい

う観点での回答でございますが、現在はマイナンバーカードを利用したサービスは、各種申請書の所得証明書の添付省略、確定申告、児童手当の手続、保険証の連携などが可能であり、令和5年度からは転入・転出手続のワンストップサービスも始まります。将来的にスマートフォンから納税証明書の交付をはじめとする全国共通の事務分野でオンライン行政手続ができるようになります。

自治体デジタルトランスフォーメーション、DXでございますが、住民の生活をよりよくするためにIT技術の導入やネットワーク化を行う取組としております。スマホやパソコンを保有していない、または利用していない方へのサービスの提供の方法には課題がありますが、今後、国が全国的なルールや水準を定めて共通的な土台となる環境を整えることが重要であり、それによって自治体の人的、財政的な負担の軽減を図りながら、持続可能な形での住民サービスを提供していきます。

これらの施策はいずれも村単独で用意するものではなく、国・県が導入してまいりますので、当村のような小規模自治体でもそうしたサービスが受けられるよう、取得率の向上と情報収集、情報提供が当面の村の責務であると考えております。以上で答弁いたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

マイナンバーカードを取得して、身分証明書や保険証として使え、さらにいろいろなサービスを受けられるような便利なカードであることを願っております。

普及率が高い自治体では、自治体独自でポイントを取得して買物などに使える取組もされております。総務省のマイナポイント第2弾2万円分のポイントがもらえる申請は9月末日まででございます。まだ申請されていない方は早めの申請をお願いいたします。

4日のネット記事に出ておりましたが、デジタル庁の大臣がポイントはありがたいが、若干邪道なところがある。普及には便利さを示さないといけないとコメントしておりました。先ほど村長も言われましたが、ポイントがもらえるからつくとかじゃなくて、便利だからつくるという状態をまず国がつくっていただかないと地方まで普及率が上がってこないのかなというのをすごく感じました。

今後、村にもメリットがあるカードであるよう、村として新たな取組を考えていただき、周知と取得向上に力を入れていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（桂川一喜君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は、10時27分を予定してください。

午前10時18分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（桂川一喜君）

休憩前に引き続いて会議を再開します。

◎報告第1号及び報告第2号について（提案説明・質疑）

○議長（桂川一喜君）

日程第8、報告第1号 令和3年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから、日程第9、報告第2号 令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件を一括して議題とします。

本件について、報告者の説明を求めます。

会計管理者 今井英樹君。

○会計管理者（今井英樹君）

報告第1号 令和3年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。令和4年9月6日提出、東白川村長。

1枚はねていただきまして、令和3年度決算に基づく健全化判断比率一覧表を御覧いただきたいと思ひます。

実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、この2点につきましては、ともになしとなります。括弧内は、国の基準比率となります。次に、実質公債費比率14.1、将来負担比率26.5。以下備考欄につきましては説明を省略させていただきます。

1枚はねていただきたいと思ひます。

次に、令和3年度決算に基づく財政健全化判断比率審査意見書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された、令和3年度決算に係る財政健全化判断比率を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。令和4年9月6日提出。以下を省略させていただきます。

1枚はねていただきたいと思ひます。

令和3年度東白川村財政健全化判断比率審査意見書。審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎になる事項につきましては、いずれも適正に作成されているものと認められておりますのでお願いいたします。以下は同様となりますので、説明は省略させていただきます。

また、1枚はねていただきたいと思ひます。

報告第2号 令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。令和4年9月6日提出、東白川村長。

1枚はねていただきたいと思ひます。

令和3年度決算に基づく資金不足比率一覧表。記、特別会計の名称、簡易水道特別会計、下水道特別会計、ともに資金不足比率は該当がございませんのでお願いいたします。備考欄、並びに以下

は省略をさせていただきます。

1枚はねていただきたいと思います。

令和3年度決算に基づく公営企業会計資金不足比率審査意見書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された、令和3年度決算に係る資金不足比率を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。令和4年9月6日提出。以下を省略させていただきます。

1枚はねていただきたいと思います。

令和3年度東白川村公営企業会計資金不足比率審査意見書。これにつきましても資金不足比率の該当がございませんので、説明を省略させていただきます。以上となります。

○議長（桂川一喜君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 令和3年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから報告第2号 令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件の報告を終わります。

◎承認第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（桂川一喜君）

日程第10、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、専第7号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。令和4年9月6日提出、東白川村長。

記1. 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第4号）（別紙）。

次のページを御覧ください。

専第7号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第4号）。令和4年度東白川村一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億4,581万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和4年7月15日、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書の説明を省略させていただき、7ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額は57万2,000円の追加でございます。普通交付税を追加して、収支のバランスを取るものです。

次のページをお願いします。

3. 歳出。

2款1項1目一般管理費、補正額は57万2,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。総務一般管理費の施設修繕料ということで、役場庁舎の浄化槽のプロアーが故障し、早期に復旧しないと機能しなくなります危険性がありましたので、専決にて対応し、修理を行っております。

専7号は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、専第7号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、専第7号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり承認されました。

◎議案第43号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（桂川一喜君）

日程第11、議案第43号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第43号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和4年9月6日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を次のとおり改正する。

別冊の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、先般の議会の全員協議会で御説明したように、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が公布されまして、10月1日に施行されることを受け改正するものでございます。

新旧対照表、右が改正前、左が改正後の条例となります。

まず1ページでございます。

育児休業をすることができない職員。第2条第3号につきましては、該当職員の基準を明確化するもので、アの（ア）では、人事院規則で定める期間を基準とした期間から6か月を経過する日までの規定を設けるものでございます。

2ページを御覧いただきたいと思います。

イでは、現行のイと3ページのウについて、条文を整理するもので、改正後のイの（ア）につきましては、配偶者と交代で育児休暇を取得できる規定を整備するもので、（イ）については育児休暇を分割して取得できる規定の整備の内容でございます。

3ページのウについては削除いたします。

育児休業法第2条第1項の条例で定める日、第2条の3第3号については、法の改正との整合を図り、4ページのアをイに、イをウに繰り下げて新設と改正のイにつきましては、任期更新や引き続き特定職に任用される場合の規定を整備し、必要な改正を行い、5ページを御覧いただきまして、1歳到達後に取得していない場合のエの規定を整備するものでございます。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合、第2条の4につきましては、6ページを御覧いただきたいと思います。

子供が1歳6か月に到達した後の規定を整備するもので、第1号と第2号を繰り下げて、新設の第1号につきましては、配偶者が育児休業を取る場合の取得の規定、新設の第4号につきましては、取得しなかった場合の規定を整備するものでございます。

第2条の5につきましては、改正法との整合を図るために削除いたします。

7ページを御覧いただきたいと思います。

育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別な事情。第3条につきましては、第5号

を削除して、6号、7号を5号、6号に繰り上げ、第8号を第7号に繰り上げて、任用期間の更新や引き続き特定職に採用された場合の規定を整備するものでございます。

8ページを御覧ください。

育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準とする条例で定める期間。第3条は新設でございます。法改正に伴いまして条文の整合を図るものでございます。

第11条につきましては、第6号で養育する計画を育児短時間勤務計画に変更するものでございます。

それでは、本文のほうにお戻りいただきたいと思えます。

附則でございます。

附則（施行期日）第1条、この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）第2条、この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した人に対するこの条例による改正前の第3条及び第11条の規定の適用については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第43号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号から議案第49号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（桂川一喜君）

日程第12、議案第44号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第5号）から日程第17、議案第49号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの6件について、補正

関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第44号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第5号）。令和4年度東白川村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,745万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,326万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年9月6日提出、東白川村長。

こちらは、2ページからの歳入歳出予算補正と6ページからの事項別明細書の説明を省略させていただき、8ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額は3,481万6,000円の追加でございます。普通交付税を追加して、収支のバランスを取るものでございます。

12款1項6目農林水産業費使用料、補正額は22万4,000円の追加でございます。ウッドハイム神付の住宅使用料で20万円、共益費で2万4,000円の追加でございます。入居者が1名増えたことによるものでございます。

13款2項2目総務費国庫補助金、補正額は2,990万円の追加でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付によるものでございます。

3目民生費国庫補助金5万7,000円の減額でございます。保育士等処遇改善臨時特例交付金の額の確定によるものでございます。

14款2項6目農林水産業費県補助金、補正額は6万8,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。

スマート農業技術導入支援補助金で27万円の減額、次のページの畜舎省力化施設整備事業補助金で20万2,000円の追加ということで、事業の組替えによる増減でございます。

16款1項1目一般寄附金1万2,000円の追加でございます。

2目指定寄附金398万1,000円の追加でございます。ふるさと思いやり基金の指定寄附金の4月から6月分で378万1,000円、教育費の指定寄附金10万円と小学校の指定寄附金で10万円でございます。いずれもいただいた寄附を予算化するものでございます。

17款2項5目介護保険特別会計繰入金、補正額は593万円でございます。介護保険特別会計の過年度の精算による繰入れでございます。

6目後期高齢者医療特別会計繰入金、補正額は102万円でございます。後期高齢者医療の過年度の精算繰入れが32万6,000円、一体的事業の繰入金のほうで69万4,000円の追加でございます。

次のページをお願いいたします。

19款4項4目雑入、補正額は1,169万5,000円の追加でございます。保育所の広域入所受託料につきましては、料金改定によりまして7万2,000円の追加でございます。

総合賠償保険につきましては20万1,000円の追加でございます。こちらは歳出のほうで説明させていただきます。

後期高齢者医療の療養給付費負担金の過年度精算還付金ということで、広域連合から1,101万4,000円の追加でございます。

学生の実習受入施設費・指導費ということで、県看護学校のほうから7万円の指導費をいただきます。

CATV加入者の引込み工事の負担金の滞納繰越分ということで、1万8,000円の追加でございます。

協力隊の住宅敷金返還金ということで9万円の予算化でございます。1名の方が空き家を購入されて出られたということで、今回敷金の返還を受けるものでございます。

観光協会補助金の前年度返還金ということで23万円の受入れでございます。観光協会につきましては、コロナの中で活動ができなかったということで、前年度の補助金の返還を受けるものでございます。

次のページ、歳出をお願いいたします。

3. 歳出。

2款1項1目一般管理費、補正額は737万1,000円の追加でございます。説明欄を御覧いただきまして、総務一般管理費では722万8,000円の追加でございます。職員手当で超勤手当で150万円の追加、職員の退職手当の負担金のほうで27万9,000円の減額、会計年度任用職員の分が5,000円の追加、共済費のほうで社会保険料が6万7,000円の減額でございます。工事請負費で役場別館の玄関周りの修繕工事において208万6,000円の予算化でございます。これにつきましては、役場の別館の入り口の屋根を直す部分で136万4,000円、宿直室のサッシ交換で72万2,000円の内訳でございます。補償補填及び賠償金ということで、事故に係る損害賠償金20万2,000円の予算化でございます。こちらのほうは、平1号線のほうで、JAのスタンドの裏なんですけれども、道路が下がっておりまして、若干マンホールが浮いているような状況で、そこに車が通ったときに車の腹下をこすって車が壊れたということで、それに対する賠償金を支払うものでございます。ふるさと思いやり基金積立金につきましては378万1,000円の追加でございます。特定財源としましては、ふるさと納税寄附金378万1,000円、それから総合賠償保険の保険金20万1,000円を財源充当いたします。

自治会等運営支援事業14万3,000円の追加でございます。公の施設等の修繕補助金ということで、大明神のこまもり会館の外部の階段がさびておりまして、ペンキを塗り直すための補助を行うものでございます。補助率は10分の10でございます。

5目財産管理費、補正額は25万4,000円の追加でございます。行政情報化推進費につきましては、役務費でVPN装置のファームウェアのバージョンアップの作業手数料ということで7万4,000円の追加でございます。総合行政情報化システム運営費につきましては、委託料で地方単独事業の決

算調査のシステム開発委託料ということで、今までこの調査のほうは民生費、議会費、災害復旧費、公債費、諸支出金というのが調査の対象でございましたが、今年度から全ての項目が対象になるということで、システム改修を行うという費用を追加するものでございます。追加は18万円でございます。

次のページをお願いいたします。

7目交通安全対策費、補正額は42万円の追加でございます。まず修繕料のほうですけれども、カーブミラーの修繕ということで、21万円の追加でございます。こちらのほうは黒淵のほうで2か所設置の予定でございます。工事請負費のほうは、カーブミラー設置工事ということで21万円でございます。神付で1か所設置の予定でございます。

10目地域情報化事業費につきましては、22万円の追加でございます。CATVの機器管理運営費で、修繕料で当初予算分を使い切ったことで、今回追加をお願いするものでございます。

13目新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、2,937万5,000円の追加でございます。新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、事業系の消耗品費ということで962万2,000円の追加でございます。あわせまして、国の補助金962万2,000円の財源充当を行います。

高齢者世帯と子育て世帯への商品券配布事業につきましては655万3,000円の追加でございます。事務系消耗品費で3,000円、印刷製本費の商品券の印刷費で19万3,000円、封筒の印刷費で1万5,000円、郵便料のほうで24万2,000円の追加でございます。補助金のほうで高齢者世帯への商品券の配布事業補助金ということで355万円、子育て世帯へは255万円ということで、65歳以上のみの高齢者世帯350人、それから18歳未満の子供さんを対象に250人分の費用を予算化するものでございます。あわせまして国の交付金655万3,000円を財源充当いたしております。

続きまして、事業継続支援事業につきましては1,000万円の追加でございます。事業復活支援金及びオミクロン株対策特別支援金事業の対象事業者に対しまして10万円の上乗せ補助を予定するものでございます。対象事業者は100件分を見込んでおります。これにつきましても、国からの交付金1,000万円の財源充当を行います。

プレミアム商品券発行事業につきましては、320万円の追加でございます。つちのこ会が行いますプレミアム商品券のプレミアム分30%のうちの20%分を補助するものでございます。あわせまして、国からの交付金320万円を充当する財源充当を行います。

3款1項1目住民福祉費につきましては22万4,000円の追加でございます。国民健康保険特別会計繰出金につきましては法定内繰出1,000円の追加でございます。後期高齢者医療費につきましては、後期高齢者医療特別会計のほうに22万3,000円の繰り出しを行うものでございます。こちらにつきましても、特別会計のほうで御説明申し上げます。

2目福祉医療費30万4,000円の追加でございます。次のページの一番上の段でございます。福祉医療費のほうは前年度の精算交付金を返還するものでございます。

3目保健福祉費、補正額は86万9,000円の追加でございます。保健福祉費一般では81万1,000円の追加ということで、職員超勤手当75万3,000円、再任用職員のほうが5万8,000円の追加でございま

す。民生委員会費につきましては3万3,000円の追加ということで、民生委員の退任記念品で、当初予算で3人分を予定していましたが、退任者が5名ありましたので、その分の補正ということでございます。障がい者福祉費一般につきましては2万5,000円の追加で、身体障害者の相談員の報償費につきまして追加をお願いするものでございます。

4目老人福祉費につきましては65万3,000円の追加でございます。老人福祉費一般では、51万円の追加で、これは工事請負費で、せせらぎ荘の特殊浴場の床タイルの張り替え工事ということで、経年劣化によりましてタイルが滑るようになってきましたので、今回工事を行いまして、滑らない状態で利用者様にも満足いただけるような施設に変えるための費用でございます。地域包括支援センター運営費につきましては14万3,000円の追加でございます。備品購入費でプリンター購入7万2,000円の追加、負担金のほうで職員研修負担金につきましては、主任ケアマネの研修費用でございます。7万1,000円でございます。

次のページをお願いします。

2項1目児童福祉総務費につきましては153万6,000円の追加でございます。子育て支援室運営事業のほうで会計年度任用職員の報酬で122万4,000円の追加、期末手当のほうで31万2,000円の追加ということで、1人分の費用の追加でございます。

2目認可保育所費につきましては17万1,000円の追加でございます。再任用職員の超勤手当の追加でございます。これに併せまして、国庫補助金5万7,000円の減額と広域入所の受託料7万2,000円の財源充当を行います。

4款1項1目保健衛生総務費につきましては279万9,000円の減額でございます。保健衛生総務費のほうで一般職員給与で186万円の減、職員手当等で49万4,000円の減、共済費のほうで44万5,000円の減ということで、こちらは職員1名が退職したことによります減額でございます。あわせまして、看護学生の受入れ費7万円を財源充当しております。

次のページをお願いいたします。

2目予防費、補正額が2万円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で、事業用消耗品費の追加でございます。

3目母子健康センター費につきましては3万1,000円の追加でございます。母子保健事業のほうで技術者の費用弁償で1万1,000円の追加、役務費で妊婦・乳幼児健診の技術業務委託料で2万円の追加ということで、赤ちゃん相談のときの栄養士をお願いするときの費用でございます。

4目保健福祉センター費15万円の追加でございます。内容は需用費で、管理消耗品で10万円、施設修繕料5万円の追加でございます。施設修繕につきましては、駐車場のへこみがあるので、それを直す費用でございます。

6款1項2目農業総務費につきましては175万2,000円の追加でございます。農業総務費のほうで会計年度任用職員の報酬で107万8,000円、期末手当のほうで34万4,000円の追加ということで、1人分の費用を追加するものでございます。工事請負費は、村有地の進入路の整備工事ということで、33万円の追加でございます。柏本の実証田への進入路を整備するものでございます。

3目農業振興費につきましては54万円の減額でございます。農業振興費各種補助金の減額ということで、スマート農業技術導入支援補助金の減額でございます。あわせまして、県のスマート農業の補助金27万円の減額になります。

続いて、6目畜産業費につきましては40万6,000円の追加でございます。畜産振興事業の補助金で、畜舎省力化施設整備事業補助金で40万6,000円の追加でございます。この2つにつきましては、スマート農業の対象にならなかった事業が畜産事業のほうで対象になりましたので、事業を組み替えて実施するものでございます。6目のほうでは、畜産事業の県補助金20万2,000円を財源充当しております。

そして、2項2目林業振興費につきましては、270万円の追加でございます。林業活性化担い手育成事業で補助金で林業活性化担い手育成補助金1人分の費用の追加でございます。あわせまして、特定財源としまして、ウッドハイムの使用料と共益費22万4,000円の財源充当を行います。

次のページをお願いいたします。

7款1項1目商工振興費につきましては36万8,000円の追加でございます。商工振興費一般で、職員の超勤手当で97万2,000円の追加でございます。報酬につきましては、60万4,000円の減額でございます。

2目地域づくり推進費につきましては、30万4,000円の追加でございます。観光振興事業のほうで、会計年度任用職員の報酬30万4,000円の追加ということで、こちらは、商工振興費と地域づくり推進費につきましては、会計年度任用職員の報酬の組替えということでお願いしたいと思っております。

8款1項1目土木総務費につきましては1万5,000円の追加でございます。土木総務費一般のほうで濃飛横断自動車道の期成同盟会のほうが促進大会を実施されるということで、費用が追加になりましたので、1万5,000円の追加をお願いするものでございます。

2項1目道路橋梁維持費につきましては3,347万円の追加でございます。道路橋梁維持事業のほうで3,247万円の追加で、まず委託料で、栃山地内の道路用地の分筆委託料で54万円の追加、工事請負費につきましては、村道維持修繕工事で2,428万円の追加でございます。これの内訳でございますが、栃山の道路修繕で200万円、久須見の黒川・東白川線の目隠しフェンスが545万円、黒淵の富田線のガードレール設置が468万円、平の鳥屋が根線のガードレール設置費131万円、久須見の大開線のガードレール設置で664万円、維持修繕の費用で200万円と舗装修繕の追加で220万円の内訳となっております。続いて、小規模修繕等単価契約工事につきましては400万円の追加、日向の村道岩野線の舗装修繕工事として300万円の追加をお願いするものでございます。公有財産購入費につきましては、栃山地内の道路用地の購入ということで65万円の追加をお願いするものでございます。

交通安全対策事業につきましては、木屋下線の道路改良工事につきまして、単価アップによりまして100万円の追加をお願いするものでございます。

4項1目河川砂防費につきましては547万円の追加でございます。河川砂防事業で、河川の維持修繕工事で、日向内の護岸工事を実施するための費用でございます。

10款1項2目事務局費につきましては125万8,000円の追加でございます。

次のページを御覧ください。

教育委員会事務局費のほうで、一般職の超勤手当が50万円の追加、備品購入で事務局購入備品12万円につきましては、カメラを購入するものでございます。負担金としまして、食と文化の館の物価高騰対応の負担金ということで63万8,000円の追加をお願いするものでございます。こちらにつきましては、コロナの交付金52万5,000円の充当と寄附金10万円を財源充当しております。

2項1目学校管理費につきましては20万9,000円の追加でございます。小学校管理費一般のほうでは、扶助費で8万円の追加でございます。準要保護が1名増えたということで、追加をお願いするものでございます。スクールバス管理費のほうは、不足が見込まれます会計年度任用職員の報酬12万9,000円の追加をお願いするものでございます。

2目教育振興費につきましては81万7,000円の追加でございます。小学校教育振興費一般の備品購入費のほうで卓球台3台を12万円で購入する予定でございます。その他の修学旅行の取消料69万7,000円につきましては、6年生の修学旅行のキャンセル料を予算化するものでございます。あわせまして寄附金10万円を財源充当しております。

次のページをお願いします。

3項2目教育振興費、こちらは中学校のほうでございます。補正額は238万5,000円の追加でございます。中学校の教育振興費一般のほうで、修学旅行等の取消料ということで、1年生の篠島研修、2年生のスキー研修、3年生の東京研修ということで、先ほどの修学旅行も併せまして、コロナのほうで行けなくなる可能性がありますので、事前にキャンセル料を予算化するものでございます。

続いて4項1目社会教育総務費につきましては4万円の追加でございます。文化財保護事業のほうで需用費の電気使用料の追加でございますが、古いもの館の電気料の不足が見込まれるために、今回補正をお願いするものでございます。

一般会計は以上でございます。

○議長（桂川一喜君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

議案第45号 令和4年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。令和4年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ246万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億651万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年9月6日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、7ページのほうから説明させていただきます。

2. 歳入。

3款1項1目保険給付費等交付金、補正額16万5,000円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、特別調整交付金（市町村分）は、未就学児の均等割保険料について、対象者があつた場合に県への申請するためのシステム改修の費用でございます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額1,000円になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、職員給与等繰入金では、国保連合会への負担金の増加によりまず一般会計からの繰入れでございます。

6款1項1目繰越金、補正額229万5,000円の追加になります。前年度繰越金として収支のバランスを取るものでございます。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額16万5,000円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、調整交付金システム改修委託料として、県への申請するための未就学児均等割保険料負担分負担金申請書に対応しましたシステム改修でございます。特定財源は特別調整交付金によるものでございます。

2目連合会負担金、補正額1,000円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、国民健康保険団体連合会負担金は、毎年被保険者割の負担金を納めておりまして、当初の被保険者数より増加しましたので、追加をお願いするものでございます。

7款1項3目保険給付費等交付金償還金、補正額229万5,000円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、保険給付費等交付金償還金は、前年度の保険給付費の余剰金を県へ返還するものでございます。

以上が国民健康保険特別会計になります。

続きまして、議案第46号 令和4年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）。令和4年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,105万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,645万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年9月6日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書のほうを省略させていただきます。7ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

7款1項1目繰越金、補正額3,105万9,000円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、前年度の繰越金ということで、内訳としましては、前年度の保険料の積立分と精算返還金としまして収支のバランスを取るものでございます。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額1,249万9,000円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、介護給付費準備基金積立金は、前年度の保険料充当額の残りの差し引いた金額を積み立てるものでございます。

7款1項2目給付費償還金、補正額981万7,000円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、給付費償還金は給付費国庫負担金返還金が555万1,000円、給付費県負担金返還金が364万7,000円、給付費支払基金返還金が61万9,000円で、前年度の精算による返還でございます。

3目交付金償還金、補正額281万3,000円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、地域支援交付金償還金は、地域支援国庫交付金返還金が104万9,000円、地域支援県交付金返還金が63万円、地域支援支払基金返還金が113万4,000円で、いずれも前年度の精算による返還金になります。

次のページをお願いいたします。

7款2項1目一般会計繰出金、補正額593万円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、一般会計繰出金は、前年度繰り入れました介護給付費地域支援事業などによります精算の返還金でございます。

介護保険特別会計は以上になります。

○議長（桂川一喜君）

建設環境課長 安江透雄君。

○建設環境課長（安江透雄君）

議案第47号 令和4年度東白川村下水道特別会計補正予算（第2号）。令和4年度東白川村下水道特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,742万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年9月6日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書を省略させていただき、7ページの歳入からお願いします。

3款1項1目繰越金、補正額29万3,000円。説明欄を御覧ください。前年度の繰越金を充当するものです。

次のページをお願いします。

歳出。

2款1項1目施設維持管理費、補正額29万3,000円。説明欄を御覧ください。施設維持管理費のうち工事請負費、施設の整備工事費を受入れするものです。内容につきましては、宮代の集合型浄化槽の放流ポンプの修繕を行う工事となっております。以上です。

○議長（桂川一喜君）

診療所事務長 安江輝彦君。

○国保診療所事務局長（安江輝彦君）

議案第48号 令和4年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）。令和4年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,081万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年9月6日提出、東白川村長。

2ページ、3ページと5ページ、6ページの歳入歳出の総括の朗読を省略させていただき、7ページから説明をさせていただきます。

9款1項1目医業費補助金、補正額42万9,000円の増。説明欄を御覧ください。オンライン資格確認関係補助金を追加したものです。

次ページを御覧ください。

3. 歳出。

1款1項1目総務費、一般管理費、補正額8万6,000円の増。説明欄を御覧ください。総務一般管理事業で、共済費1万4,000円の減、臨時職員等社会保険料の再算定によるものです。需用費10万円の増につきましては、管理消耗品費として、外来の冷蔵庫、薬品保管庫の転倒防止ストッパー等の購入をするものです。

続いて、2款1項1目、医業費、一般管理費、補正額34万5,000円の増。説明欄を御覧ください。職員手当と住居手当で30万8,000円の増、医師1名分の追加です。共済費3万7,000円の増につきましては、臨時職員社会保険料の再算定によるものです。

続いて、2目医療管理費、補正額2,000円の減額。財源としまして、特定財源、国費42万9,000円、一般財源でマイナス43万1,000円。説明欄を御覧ください。委託料全体で2,000円の減。内訳として、検査業務委託料54万1,000円の減額、不用見込みによるものです。オンライン資格確認等システム導入委託料53万9,000円を追加、マイナンバーカード保険証を御利用いただくためのものです。

国保診療所特別会計につきましては以上です。

○議長（桂川一喜君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

議案第49号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,624万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年9月6日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算と5ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、7ペ

ージから説明させていただきます。

2. 歳入。

4款1項1目一般会計繰入金、補正額22万2,000円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、一般会計繰入金（事務費分）は、10月より新たに保険証を簡易書留で発送するために追加をお願いするものでございます。

5款2項1目雑入、補正額32万5,000円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、広域連合保健事業費負担金の前年度精算還付金でございます。

6款1項1目繰越金、補正額69万6,000円の追加になります。説明欄のほうでは、前年度の繰越金としまして、収支のバランスを取るものでございます。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額22万3,000円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、役務費のほうでは、10月より保険証更新のために簡易書留によります発送ということで、郵便料の追加をお願いするものでございます。

3款1項1目健康診査費、補正額69万4,000円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、後期高齢者医療保健事業（一体的事業）繰出金は、前年度の精算によります返還金を一般会計へ繰り出すものでございます。

4款1項2目償還金、補正額32万6,000円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、広域連合負担金償還金は、こちらも前年度の精算金を一般会計へ繰り出すものでございます。

後期高齢者医療特別会計は以上になります。

○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

一般会計の12ページの2款1項13目の高齢者世帯と子育て世帯への商品券の配布についてお伺いをいたします。

この件につきましては、物価の高騰も続いており、大変な苦勞をされている世帯が多いということで、私も大賛成でございますけれども、65歳以上の世帯の中におきましても、生活に多少余裕のある世帯、また本当に生活を切り詰めて厳しい生活を送ってみえる世帯などもあると思いますが、この事業を検討されるに当たって、現在特に苦勞されている世帯に重点を置いて倍増、増額などの検討をされなかったのかどうか、このいきさつについてお伺いをさせていただきます。

○議長（桂川一喜君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

この件につきましては、高齢者単独世帯ということで、若い方とお住まいの世帯については、生活の基本給が若い方の給料でありますので、その方たちは対象にはしてございません。ただ、高齢者単独で年金のみでお暮らしの世帯につきましては、今回の給付の対象とさせていただきま

す。

その中で所得の格差の部分につきましては、非常に難しいところでございますけれども、今回は国の給付金ということで、一律に年齢制限65歳以上の単独世帯ということで、給付をさせていただくということで案をつくっております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂川一喜君）

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

今回はそういうことでやむを得ないと思いますけれども、2,000人規模の自治体でございますので、多少事務処理には手間もかかるとは思いますけれども、本当に困っておみえになる世帯に支援の手を差し伸べていただけるような事業を今後検討していただくとありがたいなというふうに思います。

○議長（桂川一喜君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

今後もそうした配慮をさせていただいて、事務をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（桂川一喜君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

一般会計の20ページになります。

教育費ということで10款1項のところ、先日全協でもお伺いをしておりましたけれども、食と文化の館の物価高騰対応ということで、以前全協の折に各自治体において給食費の値上がりがあるけど、東白川は今後どうやねというようなことを一度お尋ねしたことがあったかと思うんですが、やはり物価対応ということでこういった負担が来て、これを各生徒さん、保護者の方に求めるのではなく、村でこうやってコロナの対応事業としてやっていただけて大変ありがたいかなと思っておりますが、今後の見通しであるとか、今年はこのコロナと先ほどの説明の中で物品が入っておったかどうかあれでしたけれども、今後またこういったことで上がっていくであろうかなということも考えられますし、来年度に向かってもまた検討材料にもなるかなというふうに思うんですが、何と

かこういった保護者の方の負担をできるだけ少なくなるような、子供が少人数ということで、村ぐるみで育てるという意味で、来年度に向けてもこういった検討をしていただけないか、併せてお伺いをしたいと思います。

○議長（桂川一喜君）

教育課長 有田尚樹君。

○教育課長（有田尚樹君）

食と文化の館の負担金については、小・中学校が中津川市さんと共同して給食センターをやっております。中津川市さんのほうからは、加子母の小・中学校を合わせて1人頭小学校で30円、それから中学校で37円上げさせてほしいというお話があって、国の交付金もあるので、そちらを財源に充当させていただいて、63万8,000円補正を今回させていただきます。来年度以降については、今後食と文化の館の運営委員会のほうでも、中津川市さんのほうから打診があったり、近隣の市町村さんのほうでも負担金、大体ほとんど上がってきておりますので、そこらの動向を踏まえながら、いろいろ情報を仕入れて、来年度に向けて予算編成にできるかどうか考慮しながら検討していきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂川一喜君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

ありがとうございます。

先日、一応全協でお伺いした時点でも、やっぱり上がってきたという自治体のことや、保護者の方はやっぱり上がるんやろうかという心配をしてみえたのでお伺いをしたところだったんですけども、やはりこれからも皆さん心配していると思いますし、少人数教育ということでありますので、村長あるいは教育長と一緒に、なるだけ保護者の方に負担をできるだけかからないような施策を取っていただける御検討をお願いして、質問にどなたかお答えいただければと思いますけれども。

○議長（桂川一喜君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

値上がり分への対応を今回はこうやってさせていただいたんです。その前に、小・中学校の給食費自体の無料化ということも考えとしてはあるかなというふうに思いまして、ただ、これは十分な議論が必要なことでございますので、今回、ここでお答えすることはできないかと思いますが、給食費の考え方も主食部分、副食部分とあって、ある程度親御さんのありがたみをいただきながら食費の部分をお願いしているんやよという教育をしたいという考え方がずうっと本村は続いておりましたので、軽々に全部無料というようにするのは、先ほども言いましたように慎重な議論をしたいというふうに思っています。

ただ、物価高騰ですごく家計を圧迫するという部分については、これからも対応はすべきことかなというふうには考えております。

○議長（桂川一喜君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

10ページで雑入のところですよ。後期高齢者医療給付金の負担金過年度精算金というものが雑入で入っておりますけれども、1,101万4,000円ということで、非常に大きな金額なんですけれども、これの算定基礎というか、計算方法というのが分かりましたらお聞きしたいです。

○議長（桂川一喜君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

こちらのほうは広域連合から入ってくるもので、医療費の関係のことは広域連合が全て計算して、東白川村にこれだけ負担金をというふうで納めさせていただいて、年度が替わったときに最終的に使った医療費について精算を行って、余った分は返還金という形で、今回のように返ってくるようになります。

最近を見ますと、前年度が900万円強あったと思いますし、その前も返還がなされております。毎年このような形で非常に大きな額が返ってくるということで、広域連合のほうにはもう少し精査をお願いできませんかという願いもしておるわけですが、医療費ですので、誰がどれだけかかるかということは全然分からないので、今回のような結果になっておりまして、こういうことがずうっと経常化しておるような状況でございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂川一喜君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

やはり大きな数字ですもんで、この金額に対してこれぐらいのものが返ってくるということをお聞きしたいですし、そのパーセントですね。その辺のところも去年は900万で今年は1,100ということは、当然その使用頻度がなかったということだと思いますけれども、もう少し分かりやすく、できれば数字で示してほしいなということを思います。

○議長（桂川一喜君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

算出については全て県の広域連合のほうで算出しておりまして、村のほうでこれが何%というのは計算は一切してなくて、県からこれだけの金額をという負担金を支出するので、村で何%とか

そういう率とかはありませんので、御理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（桂川一喜君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

国保診療所特別会計の7ページ、8ページで、7ページの国庫補助金のほうで42万9,000円があって、8ページの一番下、さっき言われたマイナンバーカードで保険証として認識するシステムの導入費が53万9,000円ということなんです、国の施策なのでこれ全額国庫支出金で賄ってもいいようなものなんです、この11万の差額というのは、取りあえず一般財源を使っておいて、後で国から来るのか、その内訳を教えてください。

○議長（桂川一喜君）

診療所事務局長 安江輝彦君。

○国保診療所事務局長（安江輝彦君）

御質問いただきました国費の42万9,000円ですが、医療機関の規模に応じて定額の補助ということで決まっています、診療所ですと42万9,000円、例えば病院ですと210万円とかというふうで、やはりそれだけの大きな医療機関ですと準備にお金がかかるということで、決められております。ですので、それ以外のところにつきましては、やはり一般財源の対応となりますし、その後の補助につきましては、すみません、確認まではできておりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（桂川一喜君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

ちょっと今聞こえなかったんですけど、最後は、これから確認をするのか、確認できていないのか。

○議長（桂川一喜君）

診療所事務局長 安江輝彦君。

○国保診療所事務局長（安江輝彦君）

失礼しました。

いわゆる定額補助があります42万9,000円ですので、出たところにつきましては一般財源対応ということになりますので、お願いいたします。

○議長（桂川一喜君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

一般会計の11ページ、2款1項1目一般管理費ということですが、先ほど事故の補償金ということで、ほかの歳入があって保険料が下りてきて、支払いをしましたよということなんですが、マンホールの高低差があってということだったんですが、そのままの状態であればまた同じような車が同じような事故に遭うということが十分考えられて、また管理者としてどうなのかなということが言われるかもしれないんですけど、その後の現場の対応はどうなっていますでしょうか。

○議長（桂川一喜君）

建設環境課長 安江透雄君。

○建設環境課長（安江透雄君）

現場のほうですけど、当然処理しないと保険屋さんから追及がありますので、今回の補正予算の中に舗装修繕費で上げさせておっていただきますので、それで段差については解消したいと考えております。

○議長（桂川一喜君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第5号）から議案第49号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの6件について一括して採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第5号）から議案第49号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの6件については、原案のとおり可決されました。

◎議案第50号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（桂川一喜君）

日程第18、議案第50号 財産の取得についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

議案第50号 財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。令和4年9月6日提出、東白川村長。

記1. 財産の名称・数量並びに設置場所。名称、庁内ネットワーク端末。数量、一式。設置場所、東白川村神土548番地。2. 取得の目的、庁内ネットワーク端末（職員パソコン）の経年劣化による機器更新のため取得。3. 取得の方法、指名競争入札。4. 取得予定価格、1,497万9,800円。5. 購入先、株式会社インフォファーム。以上です。

職員のパソコンにつきましては、全台数で48台を予定しております。あわせてそれに関するソフト、オフィスのライセンス48式という内容でございます。

○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎同意第8号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（桂川一喜君）

日程第19、同意第8号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第8号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白

川村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定より議会の同意を求める。令和4年9月6日提出、東白川村長。

記、氏名、百瀬玉緒、生年月日、昭和40年〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村神土〇〇〇番地〇。任期、令和4年10月1日から令和8年9月30日。

任命理由を申し上げます。

今回、現教育委員であります安江千章氏が今月末の任期満了をもって退任されます。そこで、その後任として百瀬玉緒氏の任命を考え、同意をいただきたく思います。

安江千章氏には、平成14年10月から5期20年間の長きにわたり教育委員を務めていただきました。そのうち平成19年度から平成27年度まで9年間、教育委員長を務められ、村の教育行政に貴重な御指導、御助言を賜りました。深く感謝を申し上げます。

後任の百瀬玉緒氏は、神土親田中通地区にお住まいで、平成28年度から今年度に至るまで7年間社会教育委員をお務めいただいております。また、かつて通算4年間臨時職員として教育委員会事務局にもお勤めをしておられました。このほか、小学校PTAにおいても母親委員長や会計などの要職を務められました。教育委員としてお務めいただければ、人格的にも優れておられますし、責任感の強さや教育委員会の事務局勤務や社会教育委員としての見識を生かし、村の教育全般にわたり様々な御指導をいただけるものと考えております。御本人の内諾もいただいておりますので、御同意くださるようお願いを申し上げます。以上であります。

○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第8号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第8号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開は、午後1時を予定しておりますので、皆さん、本会議場に御参

集ください。

午前11時37分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（桂川一喜君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

◎認定第 1 号から認定第 7 号までについて（提案説明）

○議長（桂川一喜君）

日程第20、認定第 1 号 令和 3 年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第26、認定第 7 号 令和 3 年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 7 件を決算認定関連として一括として議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

ちょっと長くなりますので、マスクを外してやらさせていただきます。

認定第 1 号 令和 3 年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について。令和 3 年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。令和 4 年 9 月 6 日提出、東白川村長。

以下、本文を省略して議案名のみ朗読します。

認定第 2 号 令和 3 年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第 3 号 令和 3 年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第 4 号 令和 3 年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第 5 号 令和 3 年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第 6 号 令和 3 年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第 7 号 令和 3 年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

以上であります。

それでは、お手元の令和 3 年度決算説明書を朗読してまいります。

令和 3 年度決算説明

本日、東白川村議会第 3 回定例会に、令和 3 年度一般会計並びに特別会計 6 会計の決算認定議案を提出し、令和 3 年度における村政の概要と予算執行の結果を御報告いたします。

令和 3 年度は、4 月当初から第 4 波岐阜県非常事態宣言の発出、お盆休み明けには第 5 波による緊急事態措置区域指定、年明けの第 6 波、まん延防止等重点措置区域指定と、人流が活発になった後の感染拡大に振り回されました。

このような中で、新型コロナウイルスワクチン接種が始まり、マスク着用、手指衛生、密の回避

などの効果もあり、一時的に感染が収まった時期もあり、令和3年度は感染拡大防止と経済活動の両立を図ることに苦慮した1年でした。

そして、村民の皆様には前年度に引き続き、感染防止のために様々な我慢を強いる結果となりました。厳しい状況で始まった令和3年度も、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金6,954万6,000円の交付を受けて、感染症対策事業、感染症対応避難所への改修、飲食店や白川茶販売の支援、建築産業への支援、消費の喚起、行政手続の見直しなど多くの事業を実施してきました。

また、本村の基幹産業である農業、林業、木材関連産業の振興には、引き続き労力と予算を投入してまいりました。このほか、長年、株式会社ふるさと企画が交流事業部門として運営してきたレストラン味彩の譲渡やこもれびの館周辺の建物売却などを行い、こもれびの里再開発に民間企業との連携により着手しました。

また、近年多発するゲリラ豪雨などによる自然災害は、比較的小規模でした。そして、何より議員の皆様をはじめ、村民各位の多大なる御尽力により、大過なく1年を過ごせませたことを厚く感謝を申し上げます。

なお、各会計決算総額等の状況は、決算書記載のとおりでありますので、以下、決算についてその大要を申し述べます。

第1 一般会計

令和3年度予算は、年度途中の補正や繰越事業を加えた最終予算総額が28億8,916万円で、前年比7.8%の減となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質単年度収支は1億6,756万8,000円となりました。

歳入では、まず自主財源に注目してみますと、その主体であります村税では、村民税や固定資産税の減少により、前年度より1,193万6,000円少ない1億9,955万6,000円となりました。徴収率では、普通税全体で前年比0.1%減の96.9%になりました。滞納額につきましては、前年度より20万6,000円少ない619万4,000円となりました。今後も徴収が見込めない滞納については、適正な不納欠損を実施するとともに、収納率向上に努力してまいります。

分担金及び負担金は、前年度より129万円減となりましたが、これは主に屋上防水工事完了による村民センター保守負担金が減少したことによるものです。

使用料及び手数料は、CATVのインターネット利用料の増加などにより、前年度より319万円ほど増加しました。

財産収入は、前年度より268万円の減少となりましたが、これは主に建物貸付料の減少によるものです。

寄附金は、前年度より18万8,000円ほど増となりましたが、これは主にふるさと思いやり基金指定寄附金の増加によるものです。

繰入金は、前年度より1,990万円の大幅な増となりましたが、これは主に社会福祉施設整備基金と森林環境譲与税繰入金が増えたことによるものです。

なお、当初予算で予定していた財政調整基金の取崩しは行わず、逆に1億2,660万円の積立てを行うことができました。

繰越金は、前年度より1,752万3,000円の増加となりました。

自主財源の総額は、諸収入を含め7億8,769万円で、歳入総額の24.7%を占め、前年比2.0%の増となりました。

次に、依存財源に注目してみますと、歳入全体の52.0%を占めます地方交付税については、普通交付税は前年度より1億8,116万4,000円増、特別交付税は前年度より20万9,000円の増加となりました。合わせて地方交付税は、前年度より1億8,137万3,000円の増加となりました。

地方譲与税や各種交付金は、合わせて前年度より4万7,000円減となりました。

国庫支出金は、前年度より約2億7,980万円の減額となりました。これは主に新型コロナウイルス感染症に関する特別定額給付金事業がなくなったことと、感染症対応地方創生臨時交付金の減少などによるものです。

県支出金は、前年度より2,640万9,000円の減額となりました。これは主に避難所生活環境確保事業補助金や新型コロナウイルス感染症対応地域の活力補助金がなくなったことなどによるものです。

村債は、前年度より約9,500万円の減額となりましたが、これは主にCATVの上位回線冗長化事業、みのりの郷東白川株式会社出資金、小型動力ポンプ付積載車、災害復旧工事などの事業が完了したことによるものです。

依存財源の総額は24億743万円で、歳入総額の75.3%を占め、前年度比2.0%の減となりました。

次に、歳出では、決算総額27億9,396万7,000円で、前年比7.9%の減となりました。

このうち補助費は、特別定額給付金事業や、新型コロナウイルス感染症対策事業などの減によるもので、前年比35.9%の減となりました。人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、全ての科目で増加したため、前年度比7.6%の増となりました。

繰出金は、前年度比2.3%増となりましたが、これは主に公営企業法適法化のための委託業務や水道管布設替え工事に係る簡易水道特別会計の繰出金が増えたためであります。

投資的経費は、前年度比27.8%の減となりましたが、これは令和2年度実施の小学校ランチルーム防水修繕工事やCATV情報通信基盤施設上位回線冗長化事業などの終了により減少したものです。

以上が一般会計の決算概要です。

第2 国民健康保険特別会計

県が財政運営の責任主体となって4年目となる国民健康保険は、保険給付費に応じて県補助金が支出されています。

決算収支では、歳入歳出差引残額は1,232万3,000円となりました。

歳入では、前年度より3,020万3,000円少ない2億7,380万6,000円となりましたが、これは主に一般会計繰入金法定外繰入分の皆減によるものです。保険税収納率は、現年度分は99.3%で前年度比0.5%の減、過年度分も6.3%の減で、前年度比6%の減となりましたが、滞納額の割合で見ます

と11%ほど減少しています。この滞納徴収事務については村税とともに引き続き収納率向上に努めてまいります。

歳出全体の67.9%を占める保険給付費は、前年度より2,496万9,000円少ない1億7,738万8,000円となりました。

歳出決算額は、前年度より3,673万7,000円少ない2億6,148万3,000円となりました。

第3 介護保険特別会計

要介護・要支援認定者数は、令和3年度末で190人となり、前年度より3人の増となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は3,797万8,000円となりました。

歳出全体の83.2%を占める保険給付費は、施設介護サービス利用者が増加したことにより2億5,725万8,000円で、前年度比0.6%の増となりました。

歳出決算額は、保険給付費及び前年度償還金が増加したため、前年度より591万9,000円多い3億914万1,000円となりました。

第4 簡易水道特別会計

曲坂水源系水道施設の機器更新は、5年目を迎え、電気計装機器の更新を行いました。

曲坂川通常砂防事業に伴う水道管布設替え工事などをはじめ、配水管路の漏水修繕など施設の維持管理を行い、安全で清浄な飲料水の供給に努めました。

令和元年度から直営で行っていた水道施設管理のうち、取水施設、浄水施設、配水施設については外部委託し、維持管理や運転管理を専従的に行う体制を整えました。これにより職員の負担の軽減が図られたとともに、民間が持つ高い管理技術により水道水の安全性が高まりました。今後も引き続き、より安定的な供給が行えるよう努めてまいります。

決算収支では、歳入歳出差引残額は553万4,000円となりました。

歳出決算額は、簡易水道機器更新工事請負費等の減少により、前年度より3,050万円少ない2億6,038万3,000円となりました。

第5 下水道特別会計

本会計では、宮代、平西、平東、平中地区の小規模集合排水処理施設の維持管理を行っています。計画的な機器更新と修繕により施設の適正管理に努めました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は115万9,000円となりました。

歳出決算額は、施設維持管理費が減額したため、前年度より29万9,000円少ない2,376万5,000円となりました。

第6 国保診療所特別会計

新築移転後3年目を迎えた診療所では、コロナ禍の影響を少なからず受けながらも、医師2名体制を継続するとともに、皮膚科、産婦人科の専門外来、中部国際医療センター医師による毎週土曜日の休日診療も引き続き実施しました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は1,071万7,000円となりました。

歳入決算額は、非常用発電設備工事の終了により国庫補助金の減、また外来収入の減もあり、前

年度より2,071万2,000円少ない2億5,994万2,000円となりました。

歳出決算額は、非常用発電設備工事終了もあり、前年度より1,560万2,000円少ない2億4,922万5,000円となりました。

第7 後期高齢者医療特別会計

令和3年度末受給者数は、前年度末より6人減の561人となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は824万7,000円となりました。

歳出決算額は、保険事業費が増加したことにより前年度より509万3,000円ほど多い4,949万1,000円となりました。

第8 総括

以上のとおり、会計別に決算状況について申し上げましたが、その成果について御報告申し上げます。

財政については、計画的な起債の発行に心がけましたが、元利償還金額の増額が主な要因で、財政健全化法の実質公債費比率は、前年度より0.9ポイント上がり14.1%となりました。

以下、所管課別に報告してまいりますと、総務課では、消防・防災対策として避難所等環境改善事業で、役場別館4階、感染症対策工事を行うとともに、防災センターのエアコン修繕や、3年目となる電力線付近の樹木を取り除くライフライン保全事業を行い、防災体制の強化に努めました。

その他、行政手続の押印の簡素化に関する規則等の改正、介護職員及び保育士の処遇改善を行うとともに、村長、村議会議員選挙の準備などを行いました。また、こもれびの里再開発に伴い、土地開発基金を活用して用地取得を行いました。

ふるさと納税事業では、返礼品の基準変更等の影響で寄附額の伸び悩みがありますが、新しい返礼品の開拓などにより2,600万円を超える寄附をいただきました。

村民課では、村税等の滞納額の増加抑制に努めるとともに、徴収率の向上に努めました。

税務申告業務では、毎年開催している役場1階会場に新型コロナウイルス感染症対策のため、パーティション及びアクリル板等を整備して感染防止に努めました。また、平成28年1月に交付が始まったマイナンバーカードは、令和3年10月より出張申請受付サービスを開始し、普及促進に向けて、取得率の向上に努めました。

保健福祉課では、長引くコロナ禍の中、引き続きワクチン接種事業を継続するとともに、村民が支え合いながら、誰もが健康で生きがいを持ち、「安心して暮らせるやさしさのある村づくり」を目指し、福祉事業では、高齢者・障害者に対する各種支援、せせらぎ荘の修繕や居住部門の設備品の更新を行いました。保健衛生事業では、各種健診・予防接種を引き続き行いました。また、購入後12年を経過した外出支援車両「わかあゆ1号」を更新するとともに、懸案であった越原センター改修については改修工事を実施し、平成28年度の検討開始から足かけ6年をかけ完成となりました。

建設環境課の環境対策では、ごみの分別回収などや、自然保護事業として、自治会や団体の自主的な環境整備活動に対して補助を行いました。

村営住宅管理では、各種修繕工事を実施し、良好な居住環境の維持に努めました。

農業農村整備では、県営中山間地域総合整備事業にて、柏本農道の舗装修繕工事、また西洞頭首工の測量設計を行いました。また、県営基幹農道整備事業では、第1工区の工事が完了しました。

村道維持関係では、国庫補助の社会資本整備総合交付金と防災安全交付金を活用し、通学路のカラー舗装、魚戸線落石対策工事、魚戸線橋梁補修工事などを行い、官民協働の地域づくり支援事業では、加舎尾集会場駐車場など周辺整備に補助を行いました。

また、地籍調査事業は、曲坂、日向、大口、西洞地区の一部を実施し、進捗率が46.1%となりました。

産業振興課の農業振興では、需要が落ち込んでいる白川茶の葉売上げ回復を目的として、令和2年度と同様の新茶券販売促進事業を実施し、販売促進を図りました。協議を進めてきました茶産地構造改革計画に基づき、令和2年度から茶工場一工場化のスタートを切り、稼働しています。引き続き、2組合の解散や見直しに向けた話し合いを継続しています。

中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払交付金事業との連携で農地や農業用施設の保全や維持修繕に努めました。また、農地の荒廃防止対策として、農地流動化奨励事業を引き続き実施し、農地の保全に努めました。

林業振興では、森林環境譲与税を有効活用した林業活性化担い手育成事業を実施し、6事業所、10名の雇用を確保することができました。

平成29年度から村内の現況調査を実施してきました100年の森林づくり構想が完成したため、11月に森林づくりフォーラムを開催し、構想内容の説明や協定企業の活動報告を行いました。

西洞の立野作業路が8月の豪雨により山腹崩壊し、道路が寸断したため、復旧工事を実施しました。

地域振興課の情報通信係が担当するCATV事業では、FTTH化による安定した通信環境が整い、特に高速インターネットの加入者が増えるなど、村が提供する通信インフラを多くの方に利用していただきました。しかし、コロナ禍で村内行事が少なく、CATVでお届けできる楽しい話題が減ってしまったことは残念でした。

現在、村民の皆様への情報提供サービスは、CATV放送番組、CATV文字放送、広報紙、村公式ホームページですが、最近幅広い年齢で利用されるLINEからの情報提供も令和3年度より開始しました。登録者はまだ340人と少ない状況ですが、これからのSNS活用による村民の皆様とのつながりは重要な通信手段と考え、積極的に活用機会を増やしてまいります。

また、商工振興係では、地場産業活性化対策事業として、つちのこ商品券による販売促進事業、つちのこメンバーズカード事業と新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金活用によりつちのこ商品券とおべんとう券を全村民へ配付することで、村内消費拡大策として低迷する小売業及び飲食業界の支援に努めました。

村内企業の経営改善支援やECモール「つちのこマルシェ」の村内商品の販売促進事業、フォレストスタイル事業も継続をし、注文住宅の受注あっせんに努めました。

なお、コロナ禍の影響でイベント開催等の関係人口構築事業は積極的な活動を控える傾向が続き、

村の最大イベントである「つちのこフェスタ」は令和2年に引き続いて開催を取りやめました。

村の人口対策として取り組む移住・定住事業については、つながるナビ事業が順調で、空き家利活用、年間目標12戸の募集に対し、村外から8世帯、19名の移住者、村内移住で4世帯11名が定住する図式となりました。引き続き、積極的に空き家の寄附、残家財のリユースなどの活動を進めてまいります。

地域おこし協力隊は、CATV運営のほか、みのりの郷東白川株式会社で持続可能な農業に向けて、元隊員と現役隊員が中心的な役割を果たしてくれています。また、一般社団法人山に生きる会ではまきの販売を、有限会社新世紀工房では県内外の物産展等で白川茶を販売するなど、隊員それぞれが地域活性化につながる活動を行いました。

教育委員会の子育て支援では、子育て世代包括支援センターを拠点とし、一時保育の充実・拡充や学童保育を再開し、子育て世帯への支援を行いました。

学校教育では、小・中学校のエアコン工事、中学校のランチルーム照明LED工事化を行い、学校施設のさらなる充実を図りました。

社会教育では、コロナによる活動制限はありましたが、文化展、成人式、映画上映会、公民館講座などを開催しました。

保健体育では、夏のカヌー教室、秋のウォーキングなどは計画どおり実施しました。

国保診療所では、年間を通じての外来患者数は303人の減、老健利用者数も398人の減となりました。長引くコロナ禍の影響や医師の産休による1人診療体制となったことは、御利用していただく皆様に御迷惑をおかけしました。

今後も、村民の皆様安心して通院していただける頼れる村の診療所を目指し、職員一丸となって頑張っていきたいと考えております。

以上、限られた予算で効率的な行財政運営ができましたことは、ひとえに議会をはじめ、国・県当局の御指導、御支援と村内諸団体並びに村民皆様の御理解、御協力、さらには職員各位の熱意ある不断の努力のおかげでもあり、深く感謝をする次第であります。

何とぞ十分なる御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます、決算説明といたします。

令和4年9月6日、東白川村長。以上でございます。

○議長（桂川一喜君）

会計管理者 今井英樹君。

○会計管理者（今井英樹君）

それでは、別冊の令和3年度東白川村決算書を御覧いただきたいと思います。

そちらの報告をさせていただきます。

まず、2ページを御覧いただきたいと思います。

令和3年度東白川村一般会計歳入歳出決算書。

歳入、1款村税、以下、収入済額のみを報告させていただきます、1億9,955万5,579円。

2款地方譲与税5,359万円。

3 款利子割交付金13万9,000円。

4 款配当割交付金117万8,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金133万6,000円。

6 款地方消費税交付金5,330万5,000円。

7 款環境性能割交付金301万3,000円。

4 ページを御覧いただきたいと思います。

8 款地方特例交付金、収入済額769万2,000円。

9 款法人事業税交付金189万9,000円。

10 款地方交付税16億6,136万6,000円。

11 款分担金及び負担金1,346万2,562円。

12 款使用料及び手数料6,424万4,563円。

13 款国庫支出金 2 億7,296万2,913円。

14 款県支出金 1 億4,040万8,609円。

6 ページを御覧いただきたいと思います。

15 款財産収入1,249万5,342円。

16 款寄附金2,887万570円。

17 款繰入金7,299万6,372円。

18 款繰越金 3 億4,847万3,445円。

19 款諸収入4,758万8,522円。

20 款村債 2 億1,054万2,000円。

歳入合計、収入済額31億9,511万8,677円。

8 ページを御覧いただきたいと思います。

歳出、1 款議会費、支出済額、以下、支出済額のみを御報告させていただきます、3,486万6,361
円。

2 款総務費 6 億1,723万6,027円。

3 款民生費 5 億4,416万9,309円。

4 款衛生費 3 億8,073万6,677円。

6 款農林水産業費 2 億6,946万9,990円。

7 款商工費 1 億4,480万3,822円。

8 款土木費 2 億3,340万4,568円。

9 款消防費9,741万7,518円。

10 ページを御覧いただきたいと思います。

10 款教育費 1 億3,922万6,264円。

11 款災害復旧費1,445万8,100円。

12 款公債費 3 億1,817万8,820円。

14款予備費なし。

歳出合計、支出済額27億9,396万7,456円。

左下へ参りまして、歳入歳出差引残額4億115万1,221円。

令和4年9月6日提出、東白川村長。

12ページを御覧いただきたいと思います。

左上の差引残高は省略をさせていただきます。

上段から、まず8月9日のところで計数をした事項となっております。

それから中段のところで、8月22日ですが、審査に付した事項となっております。

それから下段のところで、監査委員による承認事項となっております。これが8月23日となっております。それぞれ決算書等の事務的な流れとなっております。

次に、14ページを御覧いただきたいと思います。

令和3年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款国民健康保険税、収入済額5,599万1,770円。

2款使用料及び手数料7,400円。

3款県支出金1億8,904万677円。

4款財産収入56円。

5款繰入金2,286万4,142円。

6款繰越金578万8,649円。

7款諸収入11万3,223円。

8款公債費なし。

歳入合計、収入済額2億7,380万5,917円でございます。

続きまして、16ページの歳出、1款総務費、支出済額925万2,903円。

2款保険給付費1億7,738万8,303円。

3款国民健康保険事業費納付金6,984万4,710円。

4款財政安定化基金拠出金なし。

5款保健事業費216万2,050円。

6款基金積立金1,000円。

7款諸支出金283万3,887円。

8款予備費なし。

18ページを御覧いただきたいと思います。

歳出合計、支出済額2億6,148万2,853円。

左下に参りまして歳入歳出差引残額1,232万3,064円。

令和4年9月6日提出、東白川村長。

20ページを御覧いただきたいと思います。

20ページについては省略させていただきます。

次に、22ページを御覧いただきたいと思います。

令和3年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款保険料、収入済額4,901万8,500円。

2款使用料及び手数料1,400円。

3款国庫支出金8,732万8,161円。

4款支払基金交付金7,429万9,898円。

5款県支出金4,264万5,869円。

6款繰入金5,378万5,000円。

7款繰越金3,969万7,774円。

8款諸収入33万8,110円。

24ページを御覧ください。

10款財産収入、収入済額3,927円。

歳入合計3億4,711万8,639円でございます。

26ページを御覧いただきたいと思います。

歳出、1款総務費、支出済額731万802円。

2款保険給付費2億5,725万8,290円。

4款基金積立金1,089万9,000円。

5款地域支援事業費1,103万9,875円。

6款公債費なし。

7款諸支出金2,263万2,903円。

28ページを御覧いただきたいと思います。

8款予備費なし。

歳出合計3億914万870円。

左下に参りまして、歳入歳出差引残額3,797万7,769円。

令和4年9月6日提出、東白川村長。

30ページにつきましては省略をさせていただきます。

32ページを御覧ください。

令和3年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款使用料及び手数料、収入済額4,795万6,920円。

2款繰入金1億7,558万2,000円。

3款繰越金662万5,001円。

4款財産収入61円。

5款分担金及び負担金125万5,830円。

6款村債1,740万円。

8款県支出金666万5,000円。

9 款諸収入1,043万2,788円。

歳入合計 2 億6,591万7,600円でございます。

続きまして、歳出でございますが、1 款総務費、支出済額1,840万4,162円。

2 款簡易水道事業費4,507万3,840円。

3 款施設維持管理費3,803万9,896円。

4 款公債費 1 億5,886万5,530円。

5 款予備費なし。

歳出合計でございますが、2 億6,038万3,428円。

左下に参りまして、歳入歳出差引残額553万4,172円。

令和4年9月6日提出、東白川村長。

36ページは省略をさせていただきます。

続きまして、38ページを御覧ください。

令和3年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款使用料及び手数料、収入済額699万8,400円。

2 款繰入金1,678万2,000円。

3 款繰越金114万3,946円。

4 款財産収入 9 円。

歳入合計2,492万4,355円でございます。

続きまして、40ページをお願いしたいと思います。

歳出でございます。

1 款総務費、支出済額933万6,917円。

2 款施設維持管理費516万6,796円。

3 款公債費926万1,514円。

4 款予備費なし。

歳出合計ですが、2,376万5,227円でございます。

左下に参りまして、歳入歳出差引残額115万9,128円。

令和4年9月6日提出、東白川村長。

42ページは省略をさせていただきます。

44ページを御覧いただきたいと思います。

令和3年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款診療収入、収入済額 1 億5,766万7,463円。

2 款使用料及び手数料65万8,566円。

3 款県支出金13万4,060円。

4 款財産収入40円。

5 款繰入金8,090万円。

6 款繰越金1,582万6,405円。

7 款諸収入265万5,382円。

8 款寄附金110万円。

46ページを御覧ください。

9 款国庫支出金100万円。

歳入合計 2 億5,994万1,916円でございます。

続きまして、48ページを御覧いただきたいと思います。

歳出、1 款総務費、支出済額3,213万1,769円。

2 款医業費 2 億1,520万7,729円。

3 款基金積立金110万円。

4 款公債費78万5,792円。

5 款予備費なし。

歳出合計 2 億4,922万5,290円。

左下に参りまして、歳入歳出差引残額1,071万6,626円。

令和4年9月6日提出、東白川村長。

50ページは省略をさせていただきます。

続きまして、52ページを御覧いただきたいと思います。

令和3年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款後期高齢者医療保険料、収入済額2,469万2,000円。

2 款使用料及び手数料800円。

3 款後期高齢者医療広域連合支出金808万5,181円。

4 款繰入金1,706万7,416円。

5 款諸収入19万1,796円。

6 款繰越金770万827円。

歳入合計5,773万8,020円。

次に、54ページを御覧いただきたいと思います。

歳出、1 款総務費、支出済額91万8,152円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金4,094万7,216円。

3 款保健事業費743万4,043円。

4 款諸支出金19万1,796円。

5 款予備費なし。

歳出合計4,949万1,207円。

左下に参りまして、歳入歳出差引残額824万6,813円。

令和4年9月6日提出、東白川村長。

56ページについては省略をさせていただきます。

以上となります。

○議長（桂川一喜君）

本件について、監査委員の決算審査結果及び意見について報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

令和3年度決算審査意見書。地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された、令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。令和4年9月6日提出、東白川村監査委員 安江弘企、同じく安保泰男。東白川村長 今井俊郎様。

意見書を別冊で出しておりますので、朗読をさせていただきます。

令和3年度決算審査意見書。

第1. 審査の対象 令和3年度東白川村一般会計、国保診療所特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計及び後期高齢者医療特別会計。

第2. 審査の時期 令和4年8月22日、23日の2日間。

第3. 審査の方法 審査に当たっては、一般会計・特別会計歳入歳出決算書、附属書類、関係諸帳簿及び関係書類により審査を実施し、例月現金出納検査と定期監査の結果を参考とし、1. 決算計数の正確性、2. 収入支出の合法性、3. 予算執行の適確性等確認を行い、併せて関係職員の説明を聴取して審査しました。

第4. 審査の結果 審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書は、関係諸帳簿及び証拠書類と全て符合し、かつ正確であった。また、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況も適切であったと認めました。

審査の概要と意見については、次に述べるとおりであります。

1. 決算の概要。

(1) 決算規模。令和3年度の各会計の歳入歳出決算総額は、次のとおりであります。

歳入決算総額44億2,456万5,124円、歳出決算総額39億4,745万6,331円、一般会計・特別会計の内訳は次表のとおりであります。

一般会計、歳入31億9,511万8,677円、歳出27億9,396万7,456円、差引残高4億115万1,221円。特別会計の合計ですが、歳入12億2,944万6,447円、歳出11億5,348万8,875円、差引残高7,595万7,572円。合計、歳入44億2,456万5,124円、歳出39億4,745万6,331円、差引残高4億7,710万8,793円。

次に、各会計総額を前年度と比較すると次表のとおりであります。

決算規模の状況、各会計歳入総額、令和3年度、44億2,456万5,124円、令和2年度、46億8,484万3,002円、増減額マイナス2億6,027万7,878円。各会計歳出総額、令和3年度、39億4,745万6,331円、令和2年度、42億5,958万6,955円、増減額マイナス3億1,213万624円、差引総額、令和3年度、4億7,710万8,793円、令和2年度、4億2,525万6,047円、増減額5,185万2,746円。

(2) 決算収支。決算収支の状況は次表のとおりであります。

決算収支の状況。

一般会計、形式収支 4 億115万1,221円、翌年度へ繰り越すべき財源1,630万円、実質収支 3 億8,485万1,221円、単年度収支4,197万7,776円。国民健康保険特別会計、形式収支1,232万3,064円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ、実質収支1,232万3,064円、単年度収支653万4,415円。介護保険特別会計、形式収支3,797万7,769円、翌年度へ繰り越すべき財源ですけれども、ゼロの場合は朗読を省略させていただきます。実質収支3,797万7,769円、単年度収支マイナス172万5円。簡易水道特別会計、形式収支553万4,172円、翌年度へ繰り越すべき財源59万3,000円、実質収支494万1,172円、単年度収支マイナス168万3,829円。下水道特別会計、形式収支115万9,128円、実質収支115万9,128円、単年度収支 1 万5,182円。国保診療所特別会計、形式収支1,071万6,626円、実質収支1,071万6,626円、単年度収支マイナス501万9,779円。後期高齢者医療特別会計、形式収支824万6,813円、実質収支824万6,813円、単年度収支54万5,986円。

合計ですが、形式収支 4 億7,710万8,793円、翌年度へ繰り越すべき財源1,689万3,000円、実質収支 4 億6,021万5,793円、単年度収支4,055万9,746円。

一般会計及び特別会計を合わせた決算総額は、次のとおりであります。

形式収支 4 億7,710万8,793円の黒字。実質収支 4 億6,021万5,793円の黒字。単年度収支4,055万9,746円の黒字。

(3)むすび。以上が当該年度の決算の概要であります。

令和 3 年度の一般会計の実質収支は、前述のとおり、前年と比較して4,056万円増の 4 億6,021万6,000円となっておりますが、昨年度以上の繰越金が出た理由は、村税がコロナ特例減免等により減額となりましたが、地方交付税 1 億8,137万3,000円増額となり、財源を確保できたことが主な要因と思われま。

一般会計歳出の不用額は5,367万9,000円ありますが、前年と比較しますと712万9,000円少なく、適正な予算の見積りと評価します。

今年度は、財政調整基金に 1 億2,560万円を積み立てられました。近年は、ゲリラ豪雨の発生により、各地で災害が発生しております。災害が発生すると多額の経費の支出が必要となりますので、不測の事態に備え、積立てはよいことだと評価します。

実質公債費比率は、ここ何年かは健全化が図られているところですが、本年度比率は14.1%で、昨年と比較して0.9ポイント悪化しております。これは、元利償還金の額が増加したことが主な要因ですが、交付税が増額されたため、想定していたよりも低い数値になったと説明を受けました。

また、将来負担比率は、昨年度と比較して21.6ポイント少ない26.5%となっております。一方、村民が負担すべき費用のうち年度内に納められなかった額は、一般会計・特別会計を合わせて1,218万6,000円あります。昨年と比較すると、60万8,000円減少しており、徴収に努力されていることを評価します。

各会計ごとの滞納額は下記のとおりです。

次表を出しておりますけれども、3年度分の数値のみ読み上げをさせていただきます。それと、

一般会計につきましては、村税等だけではなく、住宅使用料、エコトピア等、全部含めた額を計上しております。

一般会計825万4,540円、国民健康保険特別会計368万4,089円、介護保険特別会計7万1,300円、簡易水道特別会計6,810円、下水道特別会計ゼロ、国保診療所特別会計ゼロ、後期高齢者医療特別会計16万9,400円、計1,218万6,139円。

また、当該年度中に村税、介護保険料及び老健収益で約28万4,000円の不納欠損がされています。法に照らし合わせ適切な処理は必要と思いますが、完納者との不均衡が生じないように、今後一層の努力をお願いします。

次に、令和3年度の決算審査で気がついたことを申し上げます。

工事及び委託事業については適正に管理されていました。契約規則等に従い、業者選定、事業等の管理事務の執行は適切に処理されていました。

農地流動化奨励金は耕作放棄地対策として効果は上げていると思われませんが、借手が耕作されているかを確認し、補助金を交付されたい。

つちのこメンバーズカード事業は、898万3,000円ポイント交換が行われ、村内業者の売上げに貢献しており、成果が上がっていると思います。

みのかも定住自立圏事業負担金として136万8,000円の支出がされていますが、実績報告が不明な事業もあり、効果を検証されたい。

簡易水道料金の減免については、1回限り減免を認める措置が取られていますが、個人が管理する施設の今後経年劣化が想定されるので、減免基準の見直しを検討されたい。

既に令和4年度も半期が終わろうとしています。新型コロナウイルスの影響によりイベント、会議及び交流会等が中止となり、村民への情報伝達の機会が前年度同様減っていると思われませんが、令和3年度の検証も踏まえ、令和4年度の着実な事業推進が図られるよう、創意と工夫で豊かさが実感できる行政運営を期待し、決算審査意見とします。以上でございます。

○議長（桂川一喜君）

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、本日の会議はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。明日7日は全員協議会開催のため、8日は議案調査のため、休会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、7日は全員協議会開催のため、そして8日は議案調査のため、休会とすることに決定しました。

明日7日の全員協議会は、午前9時30分から協議会室にて、また9日の本会議は午前9時30分から会議を開きますのでお願いします。

それでは、本日はこれで延会します。

午後 2 時02分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員